

他都県市条例の具体的基準について

1 産業部門(民生業務部門)

都県市	事業者に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等の内容	一定規模以上の事業者の基準とその設定理由
岩手県	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している工場又は事業所の設置者は地球温暖化対策計画(状況・措置内容)を3年毎に作成・提出しなければならない。また実施状況を毎年、届け出なければならない。 (知事は地球温暖化対策計画の的確な作成に資するための指針を定める。また、当該計画や実施状況について必要な指導及び助言をすることができる。)	[第一種・第二種エネルギー管理指定工場の基準] ・省エネ法上の届出義務があることから、把握がしやすい ・第一種ではなく第二種以上にしたのは範囲をなるべく広げるため ・先行事例を参考にした
茨城県	化石燃料を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している事業所の設置者又は管理者は省エネルギーの推進に係る業務の状況(現状・措置)を毎年報告しなければならない。	[第一種・第二種エネルギー管理指定工場の基準]
栃木県	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している工場又は事業所の設置者(国及び地方公共団体を除く)は地球温暖化対策計画(状況・目標・措置)を3年毎に作成・提出しなければならない。	[第一種・第二種エネルギー管理指定工場の基準] 対象事業者が確実に把握できる省エネ法該当事業者を対象
埼玉県	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上及び電気を600万kwh/年以上使用している事業所若しくは店舗面積が10,000㎡以上の大規模小売店舗の設置者又は管理者は環境負荷低減計画(状況・措置・目標)を毎年、作成・提出・公表しなければならない。	[第一種・第二種エネルギー管理指定工場の基準] 「環境への負荷が相当程度大きい事業所」については、環境負荷の大きさをエネルギー使用量の視点で測ることとし、省エネルギー法が定める「エネルギー管理指定工場制度」の第一種・第二種工場の基準を借用した [大規模小売店舗法の店舗のうち店舗面積が1万平方メートル以上であるもの] (地域住民や消費者に影響が大きい大規模小売店舗についても対象とすることとし、大規模小売店舗法の基準を借用した)
東京都	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している事業所の設置者又は管理者は地球温暖化対策計画書(状況・措置・目標)を5年毎に作成・提出・公表しなければならない。また、中間年及び計画終了後に状況及び結果を、2年目・4年目に概況を報告・公表しなければならない。 (対象者以外も計画を提出等することが可能。)	[第一種・第二種エネルギー管理指定工場の基準]
神奈川県	燃料の燃焼能力が重油換算200l/h以上である施設又は焼却能力が625kg/hである廃棄物焼却炉を設置している事業所等は二酸化炭素の排出の抑制に係る事項等を記載した環境配慮書(配慮の状況)を提出しなければならない。	[燃料の燃焼能力が重油換算200l/h以上である施設又は焼却能力が625kg/hである廃棄物焼却炉を設置している事業所]
石川県	省エネ法に規定する第一種・第二種エネルギー管理指定工場(燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用)の設置者は、地球温暖化対策計画(状況・目標・措置等)を作成・提出しなければならない。 (知事は公表することができる。)	[第一種・第二種エネルギー管理指定工場の基準] ・対象事業者・工場が明確に把握できるから ・二種以上の工場で県内の温室効果ガスの排出のかなりの割合をカバーすることができると考えられたから
愛知県	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している工場等(運行等の管理を行う自動車・鉄道車両・船舶及び航空機の県内使用量を含む)の設置者又は管理者(国・地方公共団体を除く)は地球温暖化対策計画書(状況・目標・措置)及び同実施状況書を毎年、作成・提出しなければならない。また、公表するよう努めなければならない。	[第一種・第二種エネルギー管理指定工場の基準] ・把握がしやすい ・県内の産業部門の相当部分が含まれる
三重県	省エネ法に規定する第一種エネルギー管理指定工場(燃料及び熱を原油換算3,000kl/年以上又は電気を1,200万kwh/年以上使用)の設置者(国、地方公共団体を除く)は、地球温暖化対策計画書(状況・措置・目標等)を作成・提出しなければならない。 (知事が公表する。)	[第一種エネルギー管理指定工場の基準] 県内産業部門での温室効果ガス排出量の大部分を第一種エネルギー管理指定工場が占めていたため
滋賀県	温室効果ガス等を使用・排出し、常時使用する従業員が21人以上、かつ重油換算50l/h以上のボイラー等の施設を設置する事業者は大気環境負荷低減計画を策定・提出しなければならない。(知事が公表する。対象者以外も策定・提出することができる。)	[従業員が21人以上の事業者] 21人の基準はPRTR法を参考している。
兵庫県	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している工場等の設置者又は管理者は特定物質排出抑制計画(状況・目標・措置等)を毎年、作成・提出しなければならない。また、毎年、状況を報告しなければならない。さらに、取り組みの状況を公表するよう努めるものとする。 (知事が公表する。)	[第一種・第二種エネルギー管理指定工場の基準] 年間の電気または熱の使用量を勘案し、第1種及び第2種エネルギー管理指定工場相当とした ・国が規制対象としている規模であり、対象事業場の把握がしやすい ・既に導入していた温暖化アセス制度でも燃料使用量1500kl/年を対象となる基準の一つとしていた
広島県	省エネ法に規定する第一種エネルギー管理指定工場(燃料及び熱を原油換算3,000kl/年以上又は電気を1,200万kwh/年以上使用)の設置者(国、地方公共団体を除く)は、温室効果ガス削減計画書(状況・目標・措置等)を作成・提出・公表しなければならない。	[第一種エネルギー管理指定工場の基準] 県内の事業所から排出される温室効果ガスは第一種エネルギー管理指定工場からの割合が非常に高くなっているため、まずはエネルギー使用量の大きい事業所を対象とした
徳島県	省エネ法に規定する第一種エネルギー管理指定工場(燃料及び熱を原油換算3,000kl/年以上又は電気を1,200万kwh/年以上使用)の設置者(国、地方公共団体を除く)は、地球温暖化対策計画書(状況・目標・措置等)を作成・提出しなければならない。 (知事は公表することができる。)	[第一種エネルギー管理指定工場の基準]
宮崎県	燃料及び熱を原油換算3,000kl/年以上又は電気を1,200万kwh/年以上使用若しくは施設から排出されるCO ₂ 以外の温室効果ガスのいずれかがCO ₂ 換算3,700t/年以上排出している工場又は事業所の設置者は、温室効果ガス排出抑制計画書(状況・措置・目標等)及び同排出状況報告書を毎年、作成・提出しなければならない。 また、上記以外で燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用若しくは施設から排出されるCO ₂ 以外の温室効果ガスのいずれかがCO ₂ 換算1,850t/年以上排出している工場又は事業所の設置者は温室効果ガス排出状況報告書を毎年、作成・提出しなければならない。	[第一種エネルギー管理指定工場の基準] 第一種事業者(計画書及び排出状況報告書の提出義務) 当工場は省エネ法に基づき計画及び使用状況を把握しているため、条例で義務を課しても大きな負担はないと考えられるため [第二種エネルギー管理指定工場の基準] 第二種事業者(排出状況報告書の提出義務) 第一種事業者と同様に省エネ法に基づき使用状況を把握しているため、同様に条例で義務を課してもさほど負担はないと考えられるため
京都市	温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者は、定期的に、特定事業者排出量削減計画書(状況・措置・目標)及び同報告書を作成・提出・公表しなければならない。 (市長は地球温暖化対策計画書・報告書の作成に関する指針を定める。)	(基準未制定)

2 運輸部門

都県	大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等の内容	一定規模以上の事業者の基準とその設定理由
岩手県	40台以上の自動車を使用している事業者は地球温暖化対策計画を3年毎に作成・提出しなければならない。また実施状況を毎年届け出なければならない。	[40台以上の自動車を使用] 市町村は、温暖化対策推進法により計画の策定が義務付けられていることから、第一種・第二種エネルギー管理指定工場ではなくても市町村と同規模以上の民間事業所にも計画を作成してもらうため
東京都	島しょ地域を除く都内の事業所における30台以上の自動車の使用者は自動車環境管理計画書を5年毎に作成・提出しなければならない。また毎年、実績を報告・提出しなければならない。(知事は公表することができる。)	[30台以上の自動車を使用]
愛知県	(低公害車の導入義務) 事業用自動車 200 台以上である事業者は、低公害車の台数を事業用自動車の台数に応じた割合以上としなければならない。また、毎年、低公害車導入割合を届け出なければならない。(知事が公表する。)	[200台以上の自動車を使用] 先行事例や県内の状況を勘案した
滋賀県	事業用自動車 50 台以上である事業者は、自動車管理計画を策定・提出しなければならない。	[50台以上の自動車を使用] 先行県を参考に県内の状況から定めている
広島県	県内の事業所において50台以上の自動車を使用する事業者は、自動車使用合理化計画書を作成・公表しなければならない。	[50台以上の自動車を使用] 先行事例を参考とした
都県	駐車場等でのアイドリング・ストップの表示の内容	一定規模以上の事業者の基準とその設定理由
岩手県	500㎡以上の駐車場等管理者は、看板、放送、書面等により、駐車をする場合においては自動車等の原動機を停止すべきことを周知するために必要な措置を講じなければならない。(知事は措置を講じていないと認めるときは、勧告することができる。)	[500㎡以上の駐車場] 駐車場法第12条に定められている基準
東京都	収容能力が20台以上の駐車場の設置者及び管理者は、自動車等の原動機の停止を行うよう掲出等の方法により周知しなければならない。	[収容能力20台以上の駐車場]
神奈川県	500㎡以上の駐車場等の管理者は、看板・放送・書面等により、自動車を駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。	[500㎡以上の駐車場] 駐車場法第12条の規定による路外駐車場の届出義務が500㎡以上の駐車場に定められていることを踏まえ、周知義務の実施等を指導するうえでの実効性を確保することを考慮した
愛知県	500㎡以上の駐車場等の設置者又は管理者は、看板・放送・書面等により、駐車又は停車するときは、自動車等の原動機を停止すべきことを周知するための措置を講じなければならない。	[500㎡以上の駐車場] 駐車場法に500㎡以上の場合に届出義務が規定されていることから
三重県	500㎡又は駐車台数が40台以上の駐車場の管理者は、自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	[500㎡以上又は収容能力40台以上の駐車場] 500㎡の基準は駐車場法第11条の規定、自動車の駐車台数40台以上の基準は500㎡に駐車できる台数を三重県として算出した結果をもとにしている
滋賀県	500㎡以上の駐車場等の設置者又は管理者は、看板・放送・書面等により、当該施設内で駐車をする場合においては自動車等の原動機を停止すべきことについて周知させる措置を講じなければならない。	[500㎡以上の駐車場] 先行県を参考に県内の状況から定めている
広島県	500㎡以上又は収容能力が40台以上の駐車場の設置者又は管理者は、看板、放送、書面等により、当該駐車場において駐車時は自動車の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	[500㎡以上又は収容能力40台以上の駐車場] 駐車場法第12条で規定されている500㎡とその面積に駐車できる台数

3 関連法令(抜すい)

<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)</p> <p>(第一種エネルギー管理指定工場の指定) 第6条 経済産業大臣は、燃料及びこれを熱源とする熱(以下「燃料等」という。)の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の使用量が政令で定める数値以上である工場を燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、電気の年度の使用量が政令で定める数値以上である工場を電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、それぞれ指定することができる。 2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における燃料等の使用量又は電気の使用量が前項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場の燃料等又は電気の使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 (第二種エネルギー管理指定工場の指定) 第12条の2 経済産業大臣は、第一種熱管理指定工場以外の工場であつて燃料等の年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種熱管理指定工場に準じて燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、第一種電気管理指定工場以外の工場であつて電気の年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種電気管理指定工場に準じて電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、それぞれ指定することができる。 2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における燃料等の使用量又は電気の使用量が前項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場の燃料等又は電気の使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令</p> <p>(第一種エネルギー管理指定工場の指定に係る燃料等及び電気の使用量) 第2条 法第6条第1項の燃料及びこれを熱源とする熱(以下「燃料等」という。)の年度の使用量についての政令で定める数値は、燃料等の使用量を経済産業省令で定める方式により原油の数量に換算したものと(以下「原油換算燃料等使用量」という。)で3000キロリットルとする。 2 法第6条第1項の電気の年度の使用量についての政令で定める数値は、1200万キロワット時とする。 (第二種エネルギー管理指定工場の指定に係る燃料等及び電気の使用量) 第4条の2 法第12条の2第1項の燃料等の年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算燃料等使用量で1500キロリットルとする。 2 法第12条の2第1項の電気の年度の使用量についての政令で定める数値は、600万キロワット時とする。</p>
<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)</p> <p>(排出量等の把握及び届出) 第5条 2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。</p>	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令</p> <p>(第一種指定化学物質等取扱事業者の要件) 第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。 二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。</p>
<p>駐車場法</p> <p>(構造及び設備の基準) 第11条 路外駐車場に自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。 (設置の届出) 第12条 都市計画法第4条第2項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でのその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市にあつては、それぞれその長。以下同じ。)に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>	